



経理の窓10月号

平成27年10月1日号

長かった秋雨、すがすがしい晴天が続くようになりました。9月や10月の連休を利用して、家具の配置換えや配線の更新・断捨離など、環境整備をしたいと思います。いつの間にかいろいろ溜まります。

今月の税務

法人税 : 8月決算法人の確定申告と納付
個人 : 市・県民税の第3期分の納付

平成27年分の年末調整について

国税庁のホームページに、『平成27年分の年末調整のしかた』が、掲載されました。

平成27年分の年末調整のポイントと平成28年分の給与の事務で変わることまとめます。

《平成27年分の年末調整のポイント》

■復興特別所得税対応

復興特別所得税は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税を徴収することになっています。年末調整で、年調年税額を計算する際にも、復興特別所得税を含めた年税額を計算します。

$$\text{年調年税額} = \text{年調所得税額} \times 102.1\% \text{ (100円未満切捨て)}$$

■所得税の税率の改正

平成27年分以後の所得税の税率について、課税所得4,000万円超の区分が設けられました。その税率は、45%とされました。

《平成28年分から変わる事》

■マイナンバー制度の導入

社会保障・税番号制度（いわゆるマイナンバー制度）が導入され、平成27年10月から個人番号及び法人番号が、通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。

■扶養控除等（異動）申告書への番号記載

給与支払者は、平成28年1月以後、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号が記載された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける必要があります。また、この申告書の提出を受けた給与の支払者は、その申告書に自身の個人番号または法人番号を付記する必要があります。

個人番号の提供を受けるときは、本人確認を行う必要があります。

■源泉徴収票への番号記載

平成28年1月以後の支払に係る給与所得の源泉徴収票には、給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載する必要があります。

◆税務関係書類へのマイナンバーの記載時期の例

	記載対象 ・ 一般的な記載時期
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から (平成28年の場合) 平成29年2月16日から3月15日まで
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から (平成28年12月末決算の場合) 平成29年2月28日まで
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から 例 平成28年分給与所得の源泉徴収票→平成29年1月31日まで
申請書・届出書	平成28年1月1日以降提出すべき申請書等から 各税法に規定する、提出すべき期限

◆社会保障関係書類（事業主提出）へのマイナンバーの記載時期

分野	主な届出書等の内容	施行日
雇用保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・雇用保険被保険者資格取得届 ・雇用保険被保険者資格喪失届 等	平成28年1月1日提出分～
	以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・雇用保険適用事業所設置届 等	
健康保険・厚生年金保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ・健康保険被扶養者（異動）届 等	平成29年1月1日提出分～
	以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・新規適用届等	平成28年1月1日提出分～

■国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合の書類の添付等義務化

非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、『親族関係書類』及び『送金関係書類』を提出又は提示しなければならないこととされました。

この改正は、平成28年1月1日以後に支払われるべき給与等について適用されます。

国税庁のホームページには、「国外居住親族に係る扶養控除等の適用について」及び「国外居住親族に係る扶養控除等Q & A（源泉所得税関係）」が掲載されています。

■源泉徴収税額表の改正

平成28年分の所得税の計算において給与収入1,200万円超の場合の給与所得控除額は230万円が上限とされました。平成28年1月1日以後に支払う給与等の源泉徴収の際には、『平成28年分源泉徴収税額表』を使用します。

これから年末年始、何かと多忙な時期になりますが、資料の準備やご提出などどうぞよろしくお願いたします。



有限会社 たべい 電話 043-422-5836 FAX 043-422-5844
<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。
<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>